

サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）

＜地域 SECURITY 形成促進ワーキング・グループ 会議規則＞

地域 SECURITY 形成促進ワーキング・グループの円滑な運営を図る目的のもと、サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム規約第 15 条第 2 項、及び「サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアムにおける情報の取扱いに関する規則」第 6 項に基づき、以下のとおり会議規則を定める。

1. 地域 SECURITY 形成促進ワーキング・グループ（以下、「WG」という。）は、座長、アドバイザー委員から構成し、その任期は原則として 1 年とする。ただし、再任することができる。
2. WG のアドバイザー委員は自らの任期中においては、座長が承認した場合のみ、他の者にアドバイザー委員の職を譲ることができる。ただし、新たに任命されるアドバイザー委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. WG は、地域 SECURITY における地域間の情報共有、又は共通課題の解決に向けた取組を検討・推進することを目的としたワークショップ（以下「WS」という。）を企画・開催するとともに関連する必要な取組を検討する。
4. WG および WS は原則として非公開とする。
5. WG および WS の議事要旨については、座長が指示した場合には、終了後速やかに事務局が作成する。
6. WG および WS の資料並びに議事要旨その他の関係資料（以下「WG 資料等」という。）については、原則として非公開とする。
7. 4. 及び 6. の規定にかかわらず、個別の事情に応じて、WG および WS の運営方法、WG 資料等の取扱いその他の事項についての判断は、座長に一任するものとする。
8. 座長は、必要があると認めるときは、WG にアドバイザー委員以外の出席を認めることができる。また、必要に応じて、当該者による説明又は意見を聴くことができる。
9. 座長は、上記のほか、WG の運営に必要な事項を定める。
10. 本規則は、WG の合意により改正することができる。

以上

<参考>

※1：サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム規約第15条第2項

<サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム規約（抜粋）>
(ワーキング・グループ)

第15条 運営委員会は第3条の事業を行うため、必要に応じてワーキング・グループを設置することができる。

2 ワーキング・グループは、その活動の円滑な推進を図るため、活動方針等を定めることができる。

※2：「サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアムにおける情報の取扱いに関する規則」第6項

<サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアムにおける情報の取扱いに関する規則>

1. 総会は、原則として非公開とする。

2. 総会の議事要旨及び議事録については、終了後速やかに事務局が作成する。

3. 総会の資料並びに議事要旨及び議事録その他の関係資料（以下「総会資料等」という。）は、原則として、コンソーシアムの会員及びオブザーバー（以下「会員等」という。）に限り共有する。

4. 会員等は、会員等に限って共有された情報に関しては、文書その他のいかなる方法によるかを問わず、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。これは、会員等のコンソーシアム退会後及びコンソーシアム解散後においても同様とする。

5. 1. 3. 及び4. の規定にかかわらず、個別の事情に応じて、総会の運営方法、総会資料等の取扱いその他の事項についての判断は、運営委員会に一任するものとする。

6. 本規則に定めるもののほか、運営委員会及びワーキング・グループにおける情報の取扱いについては、それぞれの会議規則において定める。

7. 本規則は、運営委員会の決議により改正することができる。

以上